

令和8年度9月
売払番号 第502号
県有林産物公売 物件明細書
物件の種類：立木

- | | |
|--------|---------------------------------------|
| 1 入札日 | 令和8年9月17日(木) |
| 2 開始時間 | 10:00 |
| 3 入札会場 | 大船渡地区合同庁舎 2階 第1会議室
(大船渡市猪川町字前田6-1) |

開始時間の10分前までに受付を終了願います。

問い合わせ先 沿岸広域振興局農林部
大船渡農林振興センター 森林保全課
県有林担当 TEL 0192-27-9926

目 次

1	日程等	1
2	入札会場位置図	1
3	公売物件の所在地及び数量等	2
4	現地案内の日程等	2
5	現地案内集合場所位置図	3
6	数量集計表	4
7	明細表	5
8	物件所在位置図	6
9	入札心得	8
10	入札書様式	10
11	委任状(参考様式)	13
12	伐採搬出等に係る留意事項	14
13	アカマツ伐採施業指針	15
14	ナラ枯れ被害材の移動等に関するガイドライン	19
15	公売物件の概要	24

県庁及び担当振興局等の住所及び電話番号

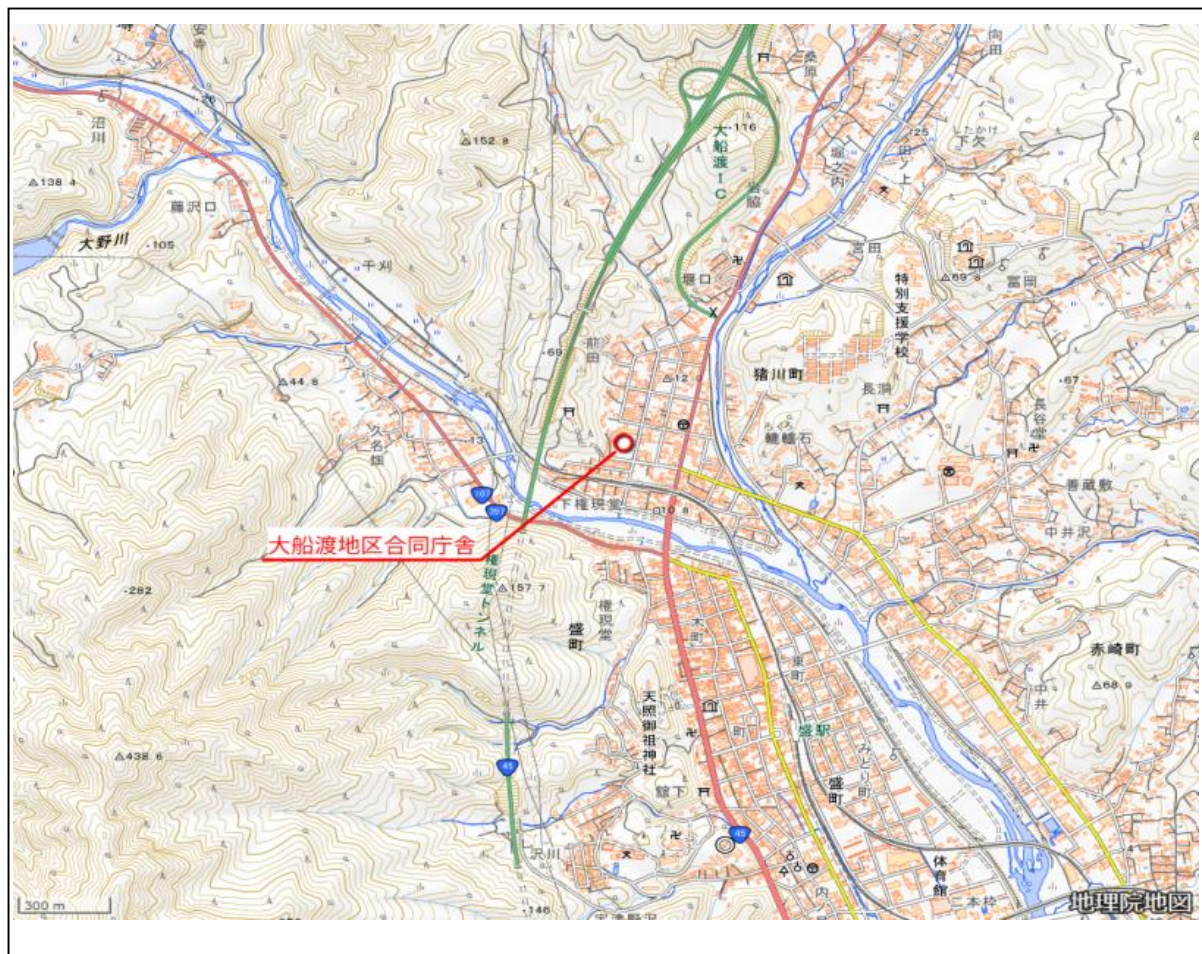
所 属	住 所	電話番号
沿岸広域振興局 農林部 大船渡農林振興センター 森林保全課 県有林担当	〒 022-8502 大船渡市猪川町 字前田6-1	TEL 0192-27-9926 FAX 0192-27-8543
岩手県農林水産部 森林保全課 県有林担当	〒 020-8570 盛岡市内丸10-1	TEL 019-629-5797 FAX 019-629-5789

日 程 等

- 1 入 札 日 令和8年9月17日(木)
- 2 開始時間 10:00
- 3 入札会場 大船渡市猪川町字前田6-1
大船渡地区合同庁舎 2階 第1会議室
TEL 0192-27-9926 内線224

入札開始時間の10分前までに受付を終了願います。

入札会場位置図



公売物件の所在地及び数量等

売払 番号	所在地	県有林 の種類	事業 区名	保安林種	立木調査 の方法 ※2	区域面積 (ha)	主要樹種	立木材積 (m3)	FIT制度 優遇措置	搬出期間 ※1
502	気仙郡住田町 世田米字下大股 地内	水源林 県行造 林	下大股	水源かん 養	航空 レーザ	19.08	カラマツ スギ	7,670	対象 (保安林)	3年

※1) 搬出期間・・・物件を引渡ししてから伐採、搬出を終了するまでの期間。

※2) 標準地調査の場合、物件全体の立木本数や材積は調査地のデータから推定した値となっており、実際の数量とは差異がありますことをあらかじめご了承ください。

航空レーザ調査の場合、樹種、本数及び樹高は、航空レーザによる計測成果から算出したもの、胸高直径は標準値(地上)調査の結果から推定したもの、立木材積はこれらデータをもとに立木材積表により算出した値であり、実際の数量とは差異がある場合がありますことをあらかじめご了承ください。

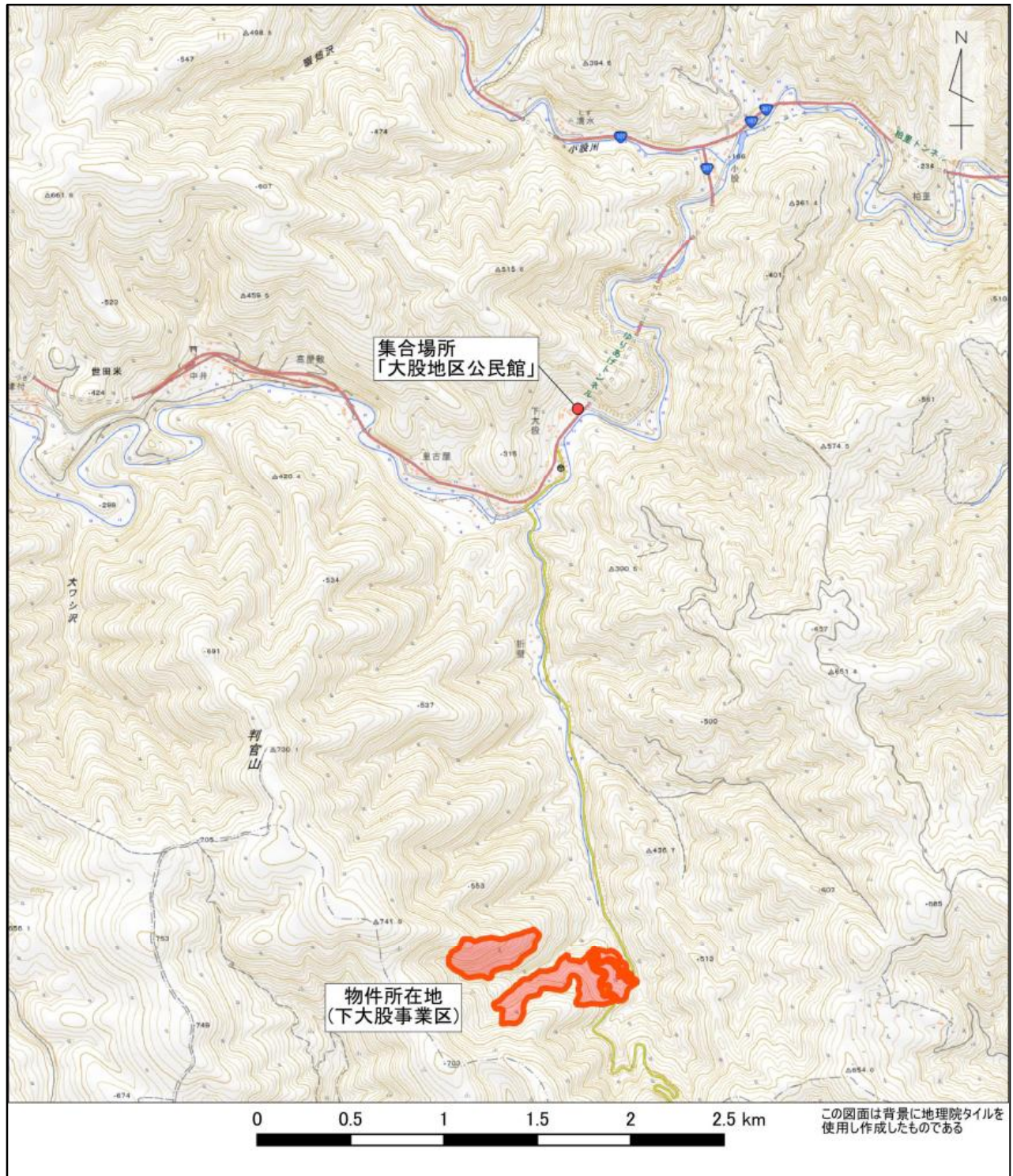
現地案内の日程等

売払 番号	日 時	集合場所(別紙位置図を参照)	備 考
502	令和8年9月4日(金) 10:00	気仙郡住田町世田米字下大股66-1 「大股地区公民館」駐車場	現地までは自動車 で移動

現地案内は、振興局等の担当者が行います。

現地案内集合場所位置図

気仙郡住田町世田米字下大股66-1
「大股地区公民館」駐車場



数量集計表

売払 番号	事業区	樹種	面積 (ha)	径級 (cm)	立木本数 (本)	立木材積 (m3)
502	下大股	スギ	4.76	10 ～ 70	2,957	2,630.548
		アカマツ	0.08	16 ～ 42	632	491.142
		カラマツ	12.16	14 ～ 44	4,908	4,215.623
		広葉樹	2.08	12 ～ 56	691	332.707
		計	19.08		9,188	7,670.020

売払番号 第502号

明細表

樹 種	スギ		アカマツ		カラマツ		広葉樹		合 計	
林 齢	70～51年生		60・59 年生		69 年生		年生			
胸高直径	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積
10	6	0.252							6	0.252
12	23	1.633					9	0.684	32	2.317
14	48	5.280			4	0.368	25	2.525	77	8.173
16	73	10.950	3	0.546	8	1.128	36	5.040	120	17.664
18	105	20.790	1	0.240	15	3.060	65	12.155	186	36.245
20	155	39.680	21	6.468	65	18.460	85	21.930	326	86.538
22	212	72.292	49	18.473	240	93.360	77	25.179	578	209.304
24	205	86.510	68	32.164	480	231.360	68	26.180	821	376.214
26	241	118.090	84	48.804	752	442.176	63	29.736	1,140	638.806
28	230	135.930	85	59.075	786	583.998	59	31.978	1,160	810.981
30	250	177.000	84	65.940	869	767.327	65	42.250	1,268	1,052.517
32	270	226.260	96	88.608	683	705.539	41	30.053	1,090	1,050.460
34	215	202.530	60	64.500	465	557.535	32	27.616	772	852.181
36	176	193.424	42	49.896	307	423.660	29	27.840	554	694.820
38	151	192.223	25	34.150	170	268.090	18	20.052	364	514.515
40	155	217.620	13	20.475	46	82.432	9	11.556	223	332.083
42	116	185.948	1	1.803	14	28.350	3	4.407	134	220.508
44	74	128.982			4	8.780	4	6.684	82	144.446
46	71	139.870							71	139.870
48	56	119.280					2	4.096	58	123.376
50	34	80.954							34	80.954
52	24	61.368							24	61.368
54	25	68.450							25	68.450
56	12	36.252					1	2.746	13	38.998
58	13	41.834							13	41.834
60	5	17.685							5	17.685
62	5	18.795							5	18.795
64	2	7.952							2	7.952
66	2	8.696							2	8.696
68	2	9.186							2	9.186
70	1	4.832							1	4.832
計	2,957	2,630.548	632	491.142	4,908	4,215.623	691	332.707	9,188	7,670.020
平均直径	31cm		29cm		29cm		25cm			
平均樹高	21m		22m		24m		19m			

立木材積は、胸高直径と樹高の測定結果を基に立木材積表により算定した値です。

航空レーザ調査の場合、樹種、本数及び樹高は、航空レーザによる計測成果から算出したもの、胸高直径は標準地（地上）調査の結果から推定したもの、立木材積はこれらデータをもとに立木材積表により算定した値であり、実際の数量とは差異がある場合があります。

（再掲）

面 積	19.08 ha
立 木 本 数	9,188 本
立 木 材 積	7,670.020 m ³ （ 27,612 石）

売払番号 第502号

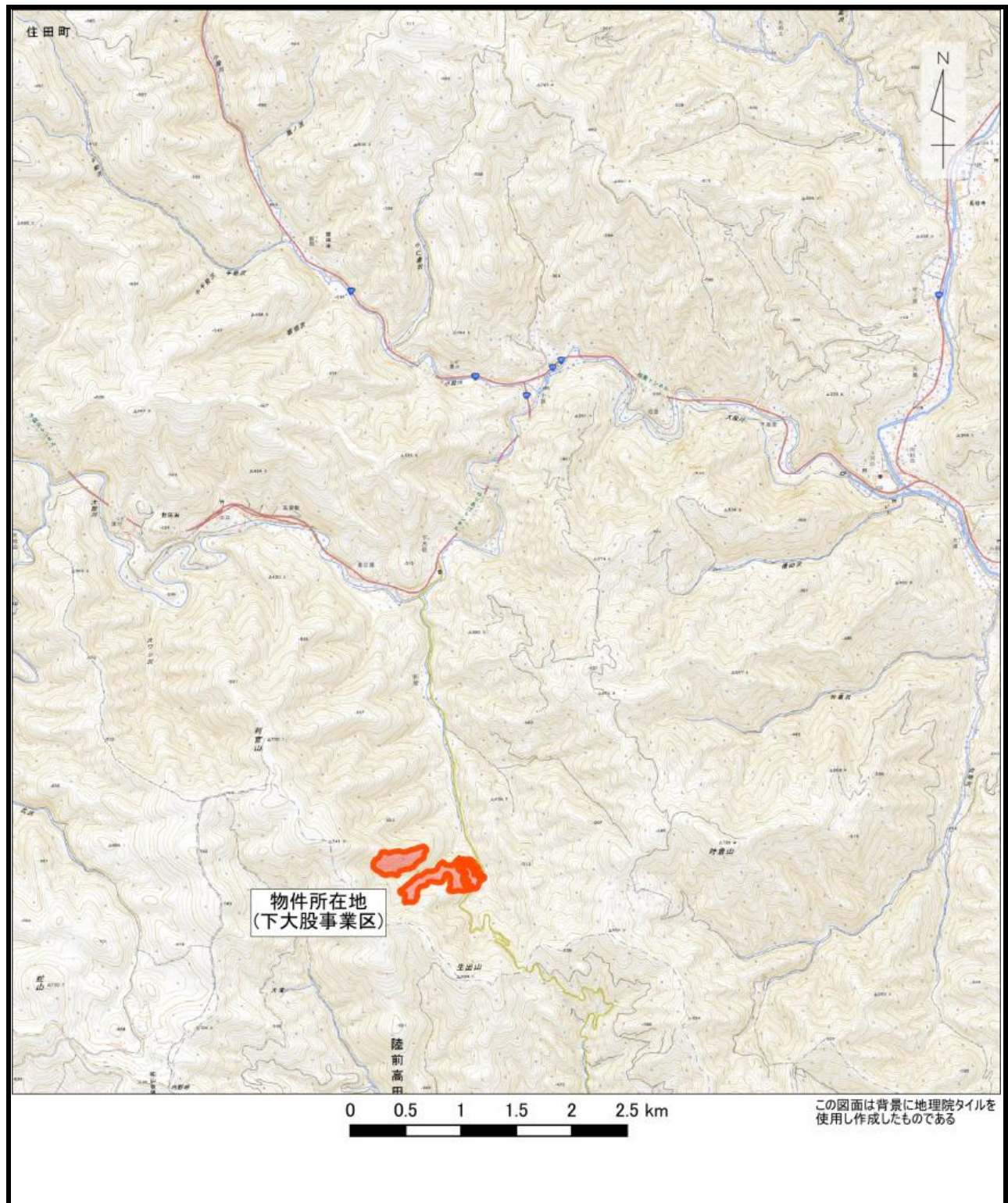
物件所在位置図(その1)

気仙郡住田町世田米字下大股 地内

水源林県行造林 下大股 事業区



・・・物件所在地



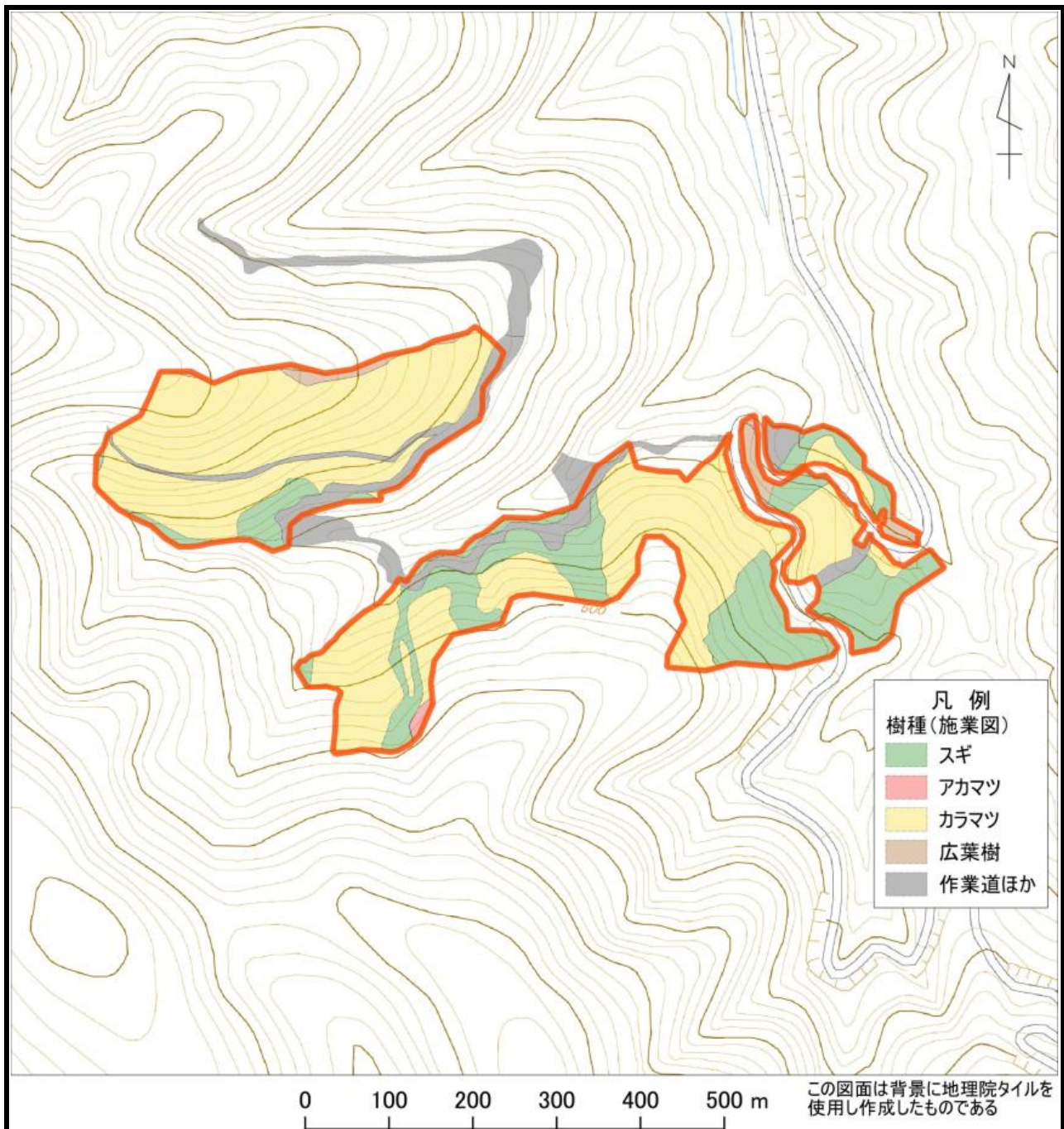
売払番号 第502号

物件所在位置図(その2)

気仙郡住田町世田米字下大股 地内

水源林県行造林 下大股 事業区

・・・物件所在地



車種	6t	搬出条件	
その他	・林地保全のため、集材路(作業道)の作設は必要最小限とすること。また、集材路に流入した雨水による林地荒廃が発生しないよう、「水切り」を随所に設けること。 ・伐採後に再造林が行われる予定であるため、伐採により生じた枝条や集材路の作設により発生した根株の集積及び整理について、配慮すること。		

県 有 林 産 物 競 争 入 札 心 得

- 1 資格の確認
入札者参加者は、県有林の産物売払競争入札参加資格者名簿に登録された者である旨を受付に申し出て、確認を受けること。
- 2 入札書記載金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札書記載事項等
 - (1) 入札書（様式第1号）には、次のことを記載すること。
 - ア 売払番号
 - イ 入札金額（消費税及び地方消費税相当額を除いた金額）
 - ウ 入札年月日
 - エ 宛名（入札執行機関の長宛てとする。なお、氏名の記入は不要とする。（記載例：沿岸広域振興局長 様））
 - オ 入札参加資格者名簿の登録番号
 - カ 入札参加者住所・氏名（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所氏名、代理人氏名を記載する。）
 - (2) 入札書への押印は、競争入札参加資格申請の際に届け出たものと同じ印鑑を使用すること。ただし、代理人にあっては委任状に使用した代理人の印鑑を使用するものとする。
 - (3) 入札書への記入は、インク・ボールペン・マジックペン等を用い、鉛筆は使用しないこと。
 - (4) 記載事項を訂正する場合は、該当訂正部分を線で抹消の上、入札書と同じ印鑑で訂正印を押印すること。
ただし、入札金額の訂正及び抹消は認めない。
- 4 代理入札
 - (1) 入札参加者は、代理人に入札させるときは、その委任状を受付に提出すること。
 - (2) 委任状には、委任者の氏名、代理人の氏名及び委任事項を記載し、委任者と代理人それぞれが押印すること。
- 5 事前入札
 - (1) 事前入札を行う場合は、発送記録が確認できる送付手段又は持参により、入札日前日17時（その日が休日及び祝日に当たっている場合は、その前の平日まで）までに沿岸広域振興局農林部大船渡農林振興センター森林保全課に到着するように提出すること。
 - (2) 事前入札に当たっては、封筒を二重に使用し、内封筒には入札物件ごとに1通の入札書を入れ、表面に売払番号、商号又は名称及び代表者職・氏名を記入して封かんすること。
 - (3) 外封筒には、入札書を入れた内封筒を入れて封かんの上、表面には、送付先、「入札書在中」（朱書き）、入札日及び件名（記載例：令和8年度9月県有林産物公売）を記入し、裏面には、入札参加者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名を記入すること。
 - (4) 外封筒には、同日・同会場で実施する物件の入札書を入れた内封筒をまとめて提出することができる。
 - (5) 持参する場合は、事前入札書提出届（様式第2号）により提出すること。
 - (6) 落札の場合は連絡するが、不落札の場合は連絡しない。
- 6 入札の無効
 - (1) 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽）に該当する入札
 - イ 入札に参加する資格を有しない者による入札
 - ウ 委任状を持参しない代理人による入札
 - エ 記名押印をしていない入札
 - オ 金額を訂正した入札
 - カ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
 - キ 上記5（2）及び（3）に定める事項の記載がない封筒による事前入札
 - ク 明らかに連合によると認められる入札
 - ケ 同一の入札について2通以上の入札をした者の入札
 - コ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - サ その他入札に関する条件に違反した入札
 - (2) 次に該当する入札は取り消すことができる。
民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）に該当する入札

- 7 落札者の決定
- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の価格以上の入札者で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
 - (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。
この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- 8 再度入札
- (1) 最初の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。
 - (2) 再度入札を行う場合の入札者は、当該入札を辞退するものを除き、最初の入札における入札者のみとする。
 - (3) 最初の入札の開札時から立ち会わない事前入札参加者は、再度入札を辞退したものとみなし、再度入札への参加は認めない。
 - (4) 入札執行回数は3回とし、この限度内において落札者がいないときは、入札を打ち切る。
- 9 指名競争入札における入札の辞退
- (1) 入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることはできない。
 - (2) 入札を辞退するときは、次のア又はイに掲げるところにより申し出なければならない。
ア 入札執行前にあつては、入札辞退届を入札執行機関に直接持参、又は郵送（郵送の場合は入札日の前日までに到着するものに限る。）すること。
イ 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する職員に直接提出すること。
 - (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。
- 10 公正な入札の確保
- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
 - (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
 - (4) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 11 入札保証金
入札保証金は免除する。
- 12 賠償責任
落札の無効により生じた損害は、県において賠償の責任を負わない。
- 13 契約締結の留意事項
- (1) 落札者の決定後、売買契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、当該落札者と契約を締結しない。
ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなったとき。
イ その他著しい不適正な行為があつたとき。
 - (2) 落札者が、契約書を受領した日から20日以内に契約書に県有林産物の売買契約を締結しない場合は、入札金額の100分の3に相当する金額を違約金として徴収する。
 - (3) 契約保証金は、落札金額の100分の10以上の金額を契約書作成の前までに納入のこと。ただし、次に掲げるいずれかの場合はこの限りではない。
ア 入札日から起算して過去2か年間に於いて、国（森林管理署等）又は地方公共団体（県、市町村等）と規模をほぼ同じくする素材又は立木の売買契約を2回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者で、当該代金の納入を確認できる書類等を契約締結の前までに提出した場合。（ただし、契約相手が岩手県の場合は、提出不要）
イ 契約の相手方が、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結している場合。
ウ 契約締結時に、確実な担保を提供した場合。
なお、買受者が契約を履行せず、契約を解除した場合は、契約保証金は県に帰属し、契約保証金の納付のないときは契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。
 - (4) 売買代金の納入期限については、契約締結の日から30日以内とする。ただし、延納を希望するときは、契約締結の後に別に申請書を提出し、県の承認を得て延納担保及び延納利息を納付することにより原則として3か月の延納を認める。

入 札 書

令和 8 年度 9 月 県有林産物公売

落 札

売払番号	第 502 号
------	---------

不落札

金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

令和 8 年 9 月 17 日

沿岸広域振興局長 様

登録番号	
------	--

住 所

氏 名

印

(備考)

- 1 金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること。
- 2 金額は、アラビア数字を用い、訂正又は抹消しないこと。

令和8年 月 日

事前入札書提出届

令和８年度９月県有林産物公売に係る事前入札書を提出します。

記

1 壳払番号 第 502 号

2 開札日 令和8年9月17日

3 入札者 登録番号 第 号
住所
氏名

受付印

記載例

入 札 書

令和8年度9月県有林産物公売

落札

売払番号 第502号

不落札

金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
	¥	○	□	△	○	0	0	0	0

令和8年9月17日

沿岸広域振興局長 様

登録番号

委任する
場合は不要

住所 ○○県△△市□□町××字○○番地
氏名 ○○木材 株式会社
代表取締役 ○○ ○○

印

代理人が入札する
場合に記載

(上記代理人)
氏名 △△ △△ 印

委任のある支店等から
委任を受けた復代理人
が入札する場合に記載

(上記代理人)
住所 ○○県□□市××町○○字□□番地
氏名 ○○木材 株式会社 □□営業所
営業所長 □□ □□
(上記復代理人)
氏名 △△ △△ 印

(備考)

- 1 金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること。
- 2 金額は、アラビア数字を用い、訂正又は抹消しないこと。

(参考様式)

委任状

令和 年 月 日

沿岸広域振興局長 様

(委任者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

私は、下記により代理人を定め、入札に関する一切の権限を委任します。

記

1 委任する入札

(1) 件 名 令和8年度9月県有林産物公売

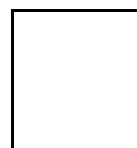
(2) 入札日 令和8年9月17日

2 代理人

住 所

氏 名

使用印



県有林の伐採・搬出にあたっての留意事項

県有林の伐採・搬出にあたっては、「主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知）」に基づき作業されますようお願いいたします。

特に、林地保全及び土砂流出等の災害防止の観点等から下記事項に十分留意されますようお願いいたします。

1 枝条や伐倒木等の処理方法について

- ・ 枝条や転石を、民家や道路等へ落下させないよう作業を行う。
- ・ 枝条等の残材は溪流敷外に搬出し、残置場所の分散や杭を打つ等、大雨等で流出しないよう適切に処理する。
- ・ はい積みの位置は原則として作業道の谷側とし、極力、沢筋は避ける。

2 作業道及び土場の作設について

- ・ 作業道及び土場は必要最小限とし、地形に沿った作設とする。
- ・ 路網を計画する際は、溪流を横断する箇所をできるだけ少なくし、切土や盛土の高さを低く設定する等、林地保全に配慮した作設とする。
- ・ 必要に応じて横断排水等の排水箇所を設け、適切な排水処理を行う。
- ・ 作設した作業道等のうち、一時的な使用を目的としたものは、使用後に埋戻しを行うなど早期に原状回復されるようにする。
- ・ 直下に民家、道路、鉄道等の重要な施設がある場合や、急傾斜地、溪流に近接している、土壌等の条件が悪い等、林地崩壊や土砂流出を引き起こすおそれがある箇所での作設は避ける。
- ・ 「主伐時における伐採・搬出指針」に基づかない場合にあつて、かつ、「宅地造成及び特定盛土等規制法（令和5年5月26日施行、通称：盛土規制法）」に該当する場合は、「盛土規制法」における許可が必要になるので、注意すること。

3 道路の使用や損傷防止等について

- ・ 雨天時や雨天直後は、搬出作業を極力控える等、道路の損傷防止に努める。
- ・ 道路を損傷した場合には、補修を行うこと。

4 その他の事項

- ・ 取水施設や養魚場等、又は漁業権設定河川が下流にある場合は、濁水を発生させないよう対策を講じる。
- ・ 早朝等において騒音防止の対策を講じる。
- ・ 現場に立て看板を設置する等、関係者以外にも作業中であることを知らせ、安全確保・事故防止に努める。

5 アカマツ林の伐採について

当該物件は、松くい虫被害地域（周辺地域）となりますので、アカマツ材を伐採、搬出する際は、別添「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」を遵守願います。

また、「森林病虫害等防除法」に基づき公表している「令和8年岩手県告示第167号」において、森林病虫害等の駆除及びまん延を防止するために行うべき措置が定められていることから、併せて確認願います。

6 ナラ類の伐採、搬出について

岩手県では、ナラ枯れ被害が拡大していることから、ナラ類（ミズナラ、コナラ、クリ、クヌギ、カシワ）を伐採、搬出する際は、沿岸広域振興局農林部大船渡農林振興センターに確認し、被害地域に含まれた場合は、「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」を遵守願います。

7 放射性セシウムの測定について

広葉樹等をしいたけ原木及び薪として使用する場合は放射性セシウムの測定が必要となることから、適切に対応願います。

松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針

(平成 21 年 4 月 16 日森整第 65 号)
 (改正 平成 22 年 3 月 17 日森整第 970 号)
 (改正 平成 23 年 2 月 18 日森整第 842 号)
 (改正 平成 24 年 4 月 13 日森整第 52 号)
 (改正 平成 26 年 2 月 20 日森整第 768 号)
 (改正 平成 27 年 3 月 3 日森整第 799 号)
 (改正 令和 5 年 2 月 27 日森整第 745 号)
 (改正 令和 8 年 4 月 1 日森整第 110 号)

1 趣 旨

松くい虫被害の拡大防止を図り、健全なアカマツ林を造成するため、「岩手県松くい虫被害対策推進大綱」による総合的な被害対策を推進するとともに、この指針に基づき、アカマツ林の除間伐及び主伐並びに土木工事等におけるアカマツ支障木伐採等の適正な伐採施業について指導するものである。

2 地域区分

松くい虫被害（マツ材線虫病）の発生状況及びマツノマダラカミキリの生息分布状況を勘案し、次のとおり地域区分を行う。

地 域 名	指 定 要 件	地 域 の 範 囲
被害地域	松くい虫被害（マツ材線虫病）が継続して発生している地域。 ただし、標高おおむね 500m 以上を除くものとする。	盛岡市、滝沢市、矢巾町、紫波町、花巻市、北上市、奥州市、金ケ崎町、一関市、平泉町、大船渡市、陸前高田市、住田町、遠野市、一戸町
周辺地域	被害地域に接する地域で、マツノマダラカミキリの生息が確認されるなど警戒を要する地域。 ただし、標高おおむね 500m 以上を除くものとする。	
そ の 他 の 地 域	上記以外の地域。	上記以外の市町村

3 施業指針

地域区分別の施業指針は、次のとおりとする。

なお、この指針は主伐と搬出間伐を基本としている。切り捨てした除間伐木については、本表の残材と同じ処理をする。

地域名	伐採時期	処 理 方 法			備 考
		造材丸太	残 材	枝 条	
被害地域 及び 周辺地域	4月 ～5月	6月に入る前に林外に搬出すること。	剥皮、焼却、林外搬出処分、薬剤散布又は破砕すること。	焼却、林外搬出処分、薬剤散布又は破砕すること。 ただし、最大径 3cm 以下のものは放置してもよい。	薬剤散布はなるべく避け、散布する場合は県の指導を受けること。 破砕は、チップパーにより行い、厚さ 15mm 以下とすること。
	6月 ～9月	伐採を避けること。 やむを得ず伐採する場合は、所管する広域振興局林務部、農林部又は農林振興センターの指示を受けること。			6月～9月に新しい皮付丸太を放置すると、松くい虫の繁殖源、感染源となる。
	10月 ～11月	通常の施業でよい。	最大径 20cm 以上のものは、1m 以下に玉切って乾燥しやすいように残置すること。	放置してもよい。	「マツ伐倒時期安全確認調査」を実施した場所においては、安全が確認された時期、方法に従って施業すること。（調査方法は別紙のとおり）
	12月 ～1月	通常の施業でよい。	1m 以下に玉切って乾燥しやすいように残置すること。	左に同じ。 ただし、最大径 3cm 以下のものは放置してもよい。	
	2月 ～3月	通常の施業でよい。	剥皮、焼却、林外搬出処分、薬剤散布又は破砕すること。	左に同じ。 ただし、最大径 3cm 以下のものは放置してもよい。	
その他の地域		通常の施業でよい。	左に同じ。	左に同じ。	

4 その他

- (1) 被害地域及び周辺地域の標高おおむね 500m 以上の林分であっても、マツノマダラカミキリの生息している林分と近接している場合は、標高おおむね 500m 未満の地域に準じる。
- (2) 被害地域及び周辺地域においては、被圧木、衰弱木枯損枝、暴風雪その他の原因による枯損木は、速やかに処理する。
- (3) 被害地域及び周辺地域においては、隣接林分（おおむね 200m 以内）の連年施業は避けること。
- (4) クロマツについても本指針に準じて施業する。
- (5) この指針により難しい場合には、別添の「マツ伐倒時期安全確認調査方法書」による調査結果によって施業すること。

マツ伐倒時期安全確認調査方法書

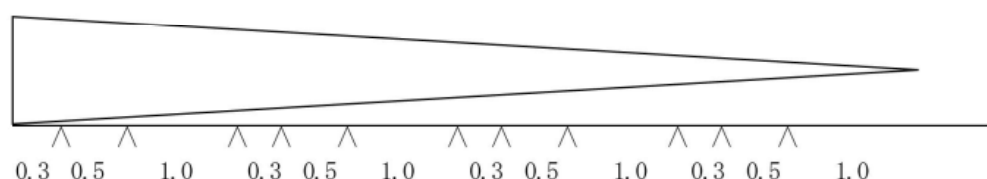
1 目的

アカマツの伐木残材や枯損木が松くい虫被害の感染源となっていることから、「松くい虫対策としてのアカマツ伐採実施指針」に基づいて施業の指導を進めるとともに、地域の立地環境により、伐採時期、施業方法を弾力的に運用するため、本調査を実施する。

なお、この調査の結果は、当面、調査場所にのみ適用するものとする。

2 調査方法

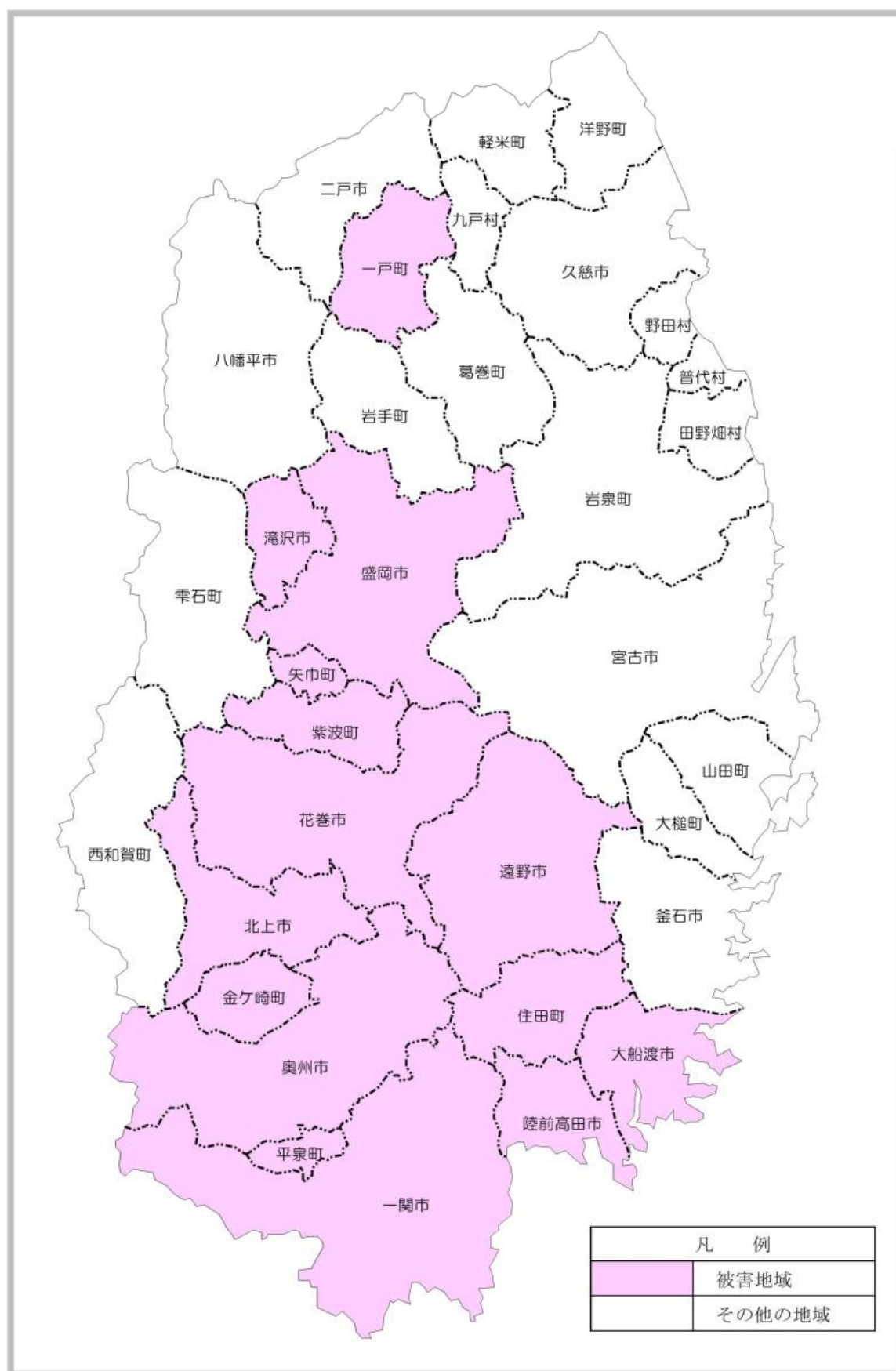
- (1) 10月～翌年5月までの各月の20日に供試木2本を伐倒し、各々1.0、0.5、0.3mに玉切り、林内に放置する。
- (2) 翌年10月に各供試丸太に対するマツノマダラカミキリの寄生状況を調査する。
- (3) 供試木の玉切り方法は、次のとおりとする。



時 期 別 伐 倒 木 調 査 と り ま と め 表

現地機関名						担 当 者 名								
林況・地況	所在地					事業区、林小班								
	樹 種		林 齢	年		平均胸高直径	cm	平均樹高	m					
	方 位		標 高	m		備 考								
調 査 結 果														
伐 倒 年 月 日	供試木の 胸高直径	1.0m 材				0.5m 材				0.3m 材				
		供試 本数	マツノマダラカミキリ 寄生密度本数				供試 本数	マツノマダラカミキリ 寄生密度本数				供試 本数	マツノマダラカミキリ 寄生密度本数	
		0	+	++	+++	0	+	++	+++	0	+	++	+++	
年 月 日	No.1 No.2 計													
年 月 日	No.1 No.2 計													
年 月 日	No.1 No.2 計													
0 寄生なし + 1 匹 ++ 2～5匹 +++ 6匹以上		注) 1 判定は「マツノマダラカミキリ判定の手引」を利用。 2 カラフトとマダラは判別不能なので、区別しなくてもよい。 (林業技術センターで飼育して判定する) 3 寄生密度の判定は、概略で良い。(全面剥皮の必要はない)												

松くい虫被害対策としてのアカマツ伐採施業指針附属図



ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン

ー岩手県農林水産部森林整備課ー

森林所有者並びに素材生産業者の皆様へ

**ナラ枯れ被害拡大中！被害にあう前に、
積極的にナラ類を伐採利用しましょう！**

- ・ ナラ枯れ被害は林齢が高いほどリスクが高いとされています。
- ・ ナラ類を伐採し森林を更新することは、被害拡大防止にも役立ちます。
- ・ ただし、被害地域からの材の移動による未被害地域への被害拡大には注意が必要ですので、このガイドラインで示す**3つの事項を遵守**いただくようご協力願います。

《ガイドラインのねらい》

このガイドラインは、**被害地域内**でナラ類（ミズナラ、コナラ、クリ、クヌギ、カシワ）を伐採する際の**時期**と被害材の**移動**について注意点を定めたものであり、被害地域以外では通常の施業で構いません。

被害地域（前年又は当年の被害木から2kmの範囲）は刻々と変化しますので、（詳細については、広域振興局・農林振興センター、市町村林業担当課で確認してください。）

1 被害地域では、6月から9月の間は、ナラ類を伐採しない。

【なぜ？】

- ・ 6月から9月の間は、カシノナガキクイムシが被害木から大量に羽化・脱出する期間です。
- ・ 健全木を伐採するとカシノナガキクイムシを誘引し、周辺で被害が拡大します。

補足1

やむを得ずこの期間に伐採する場合は、**伐採前に**所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課に相談願います。

2 被害地域で伐採した丸太等を未被害地域へ移動しない。

【なぜ？】

- ・カシノナガキクイムシが寄生した被害木が混入しているおそれがあり、移動先でカシノナガキクイムシが羽化し、周辺に新たな被害が発生する危険性があります。

補足 1

ただし、チップや燃料として利用する場合であって、直近の**6月20日までに破砕や焼却等の処理**を行う場合は、次の手続により移動して構いません。

- ・「ナラ枯れ被害材等の移動と処理期限に関する**通知書**」（以下「通知書」という。）を販売及び譲渡する相手先を通じて、**チップや燃料として利用する相手方に確実に通知**し、本ガイドラインに示す処理期限と処理方法を徹底願います。
- ・この通知書は伐採地所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課（以下「振興局等」）にも**コピーを提出**して下さい。
- ・通知書を受領した振興局等は、**チップや燃料として利用する相手方所在先の振興局等**に対して**情報提供**し、**巡視活動の参考**とします。

【なぜ？】

- ・6月下旬からカシノナガキクイムシが羽化・脱出し、移動先で被害が発生する恐れがあります。
- ・厚さ10mm以下に破砕（チップ化等）又は焼却（炭化を含む）することでカシノナガキクイムシを駆除することができます。

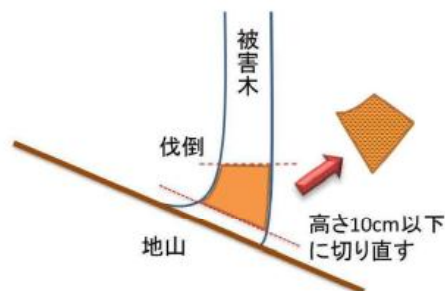
補足 2

被害地域であっても、**単木的に健全木のみ**搬出可能な場合などは、健全木であることを**確認のうえ**、直近の**6月20日までに未被害地域へ移動することが可能**ですが、健全木かどうかの確認については、**伐採前に所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課**にご相談下さい。

- 3 しお 葉が萎れ枯死している、根元に木くずが堆積しているなど、ナラ枯れ被害木のおそれのあるナラ類を伐採した場合は、伐倒後に切り株の高さが10cm以下となるよう切り直し、切り取った部分は薬剤くん蒸や破砕、焼却等により処理してください。

【なぜ？】

- ・カシノナガキクイムシは根元部分に多数寄生しているため、駆除する必要があります。



【ナラ枯れ被害とは？】

「カシノナガキクイムシ」が運ぶ「ナラ菌」(病原菌)によって、ナラ類が枯死する流行病です。



カシノナガキクイムシ
右：メス 左：オス
体長は5mm程度



ナラ菌
写真提供：国立研究開発法人森林総合研究所関西支所

【被害の特徴は？】



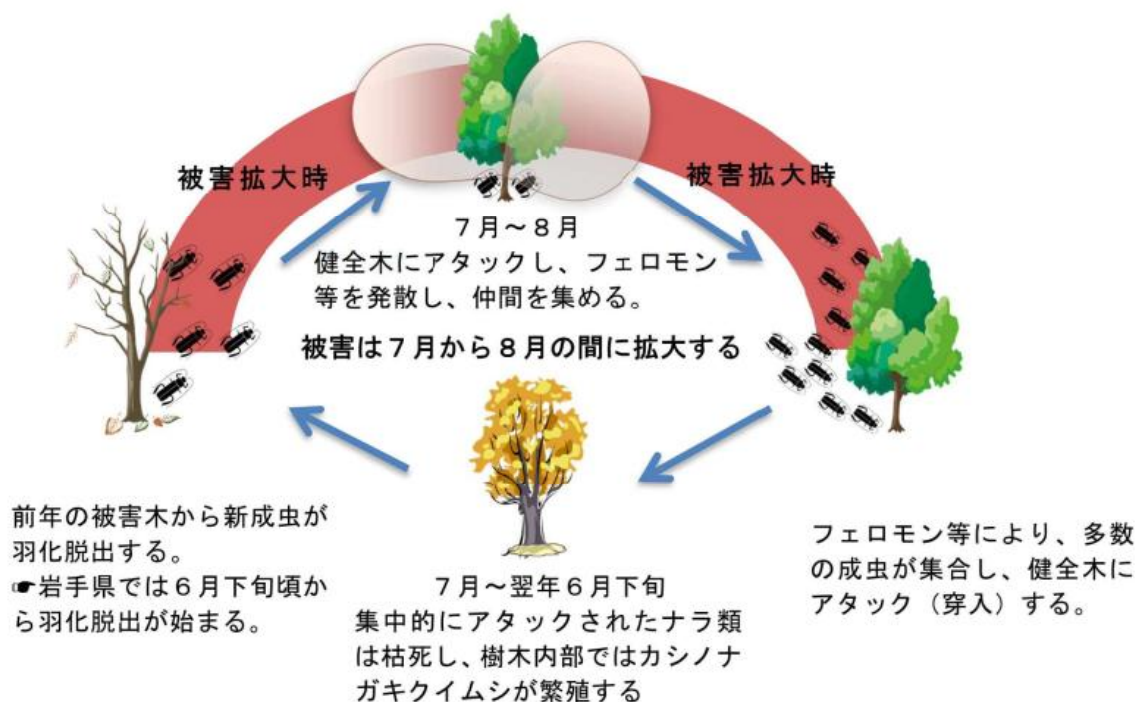
夏に葉が一斉にしおれる



根元には大量の木くずが堆積



幹には2mm程度の穴が多数



岩手県ナラ枯れ被害材等の移動と処理期限に関する通知書

年 月 日

様

住所：

(Tel — —)

住所：

氏名又は名称：

(Tel — —)

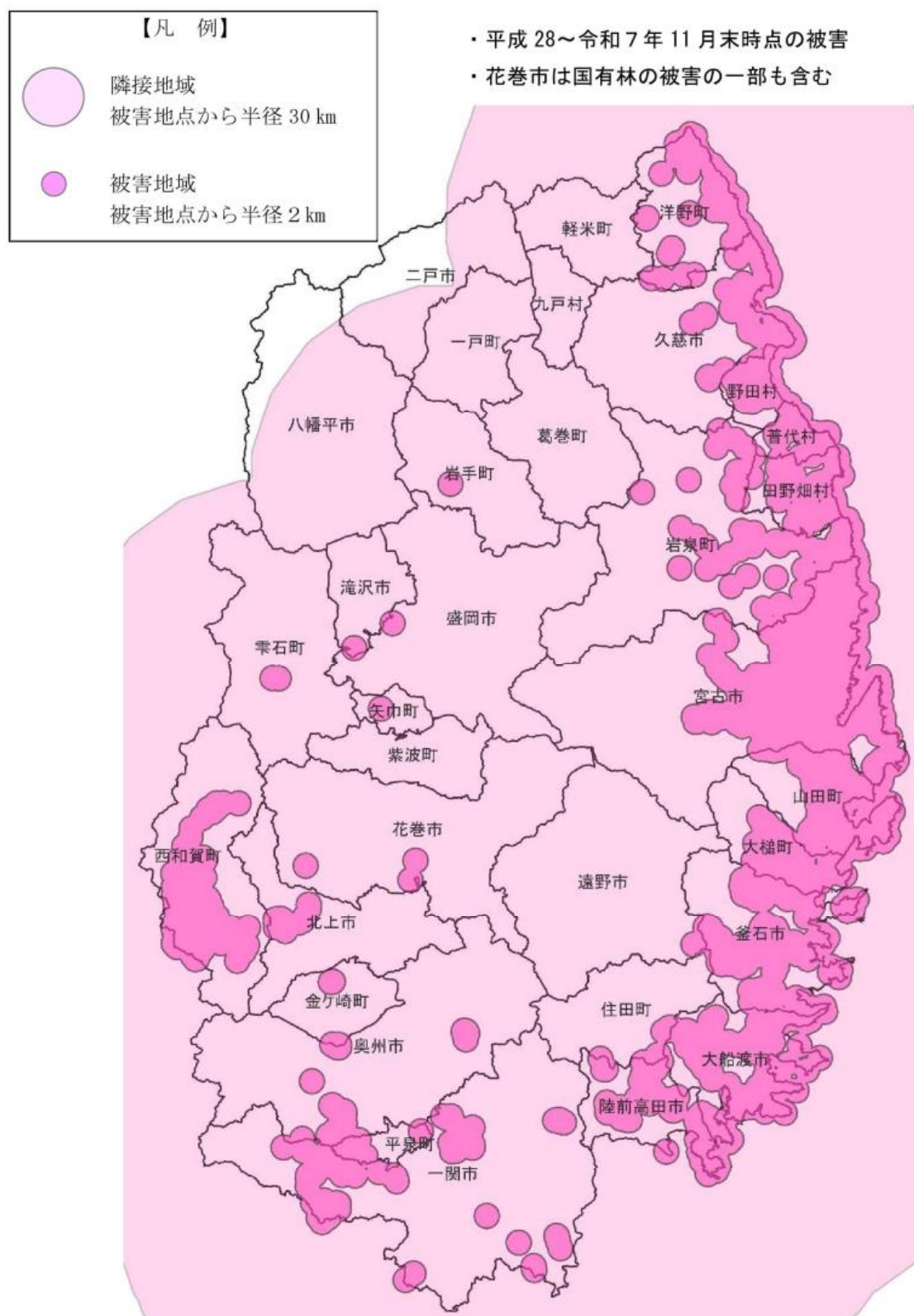
この木材には、ナラ枯れ被害材が混入しているおそれがありますので、「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」に基づき、次のとおり通知します。

- 1 処理期限 年 6 月 20 日まで(カシノナガキクイムシの羽化脱出前)
- 2 処理方法 ナラ枯れの被害木が混入又は混入しているおそれがあります。
適正な処理を行わないと、周辺にナラ枯れ被害が拡大する恐れ
がありますので、処理期限までに、厚さ 10mm 以下に破碎（チップ化）又は焼却（炭化を含む）してください。

【注意】

- ・通知先に「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」の写しを渡し、確実な処理を依頼してください。（ガイドラインは岩手県のホームページから入手できます。）
- ・通知書のコピーを伐採地所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課にも提出して下さい。（受領した通知書は巡視活動の参考とします。）

ナラ枯れ被害発生箇所 位置図



この区域図は令和 7 年 11 月末現在のもので、状況が変化している場合がありますので、詳細等は現地の広域振興局・農林振興センター林務担当課にお問合せください。

公売物件の概要

1 林内状況



カラマツ（69年生）



スギ(67年生)

2 施業履歴

作業種	年度	備考
新植	S32～S51	スギ、カラマツ、アカマツ
補植	S51以前不明、S52	スギ
下刈	S51以前不明、S52～S55	スギ
除伐、つる切、枝打	S51以前不明、S51～H01	スギ
間伐	H2	スギ

3 道路状況

